

国民生活審議会消費者政策部会（第14回）

平成 14 年 12 月 26日

内閣府国民生活局

国民生活審議会消費者政策部会（第14回）

平成14年12月26日（木）14:00～16:35

中央合同庁舎第4号館第2特別会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 21世紀型の消費者政策の在り方について - 中間報告（案） -
- 3 公益通報者保護制度検討委員会の設置について（案）
- 4 閉会

配布資料

- 資料1 21世紀型の消費者政策の在り方について - 中間報告（案） -
- 資料2 公益通報者保護制度検討委員会の設置について（案）
- 資料3 21世紀型の消費者政策の在り方中間報告12月26日案に対する意見
（浅岡委員御意見）

国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

| | | |
|------|-------|-----------------------|
| 部会長 | 落合誠一 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 委員 | 有馬真喜子 | 国民生活センタ - 会長 |
| | 岩田三代 | 日本経済新聞社編集局生活情報部長 |
| | 浦川道太郎 | 早稲田大学法学部教授 |
| | 加藤真代 | 主婦連合会参与 |
| | 田中尚四 | 日本生活協同組合連合会副会長 |
| | 野村豊弘 | 学習院大学法学部教授・常務理事 |
| | 福川伸次 | 株式会社電通 顧問 |
| | 福原義春 | 株式会社資生堂名誉会長 |
| | 増田滋 | 食品関連産業別労働組合連盟会長 |
| | 松本恒雄 | 一橋大学大学院法学部研究科教授 |
| | 茂木友三郎 | キッコ - マン株式会社代表取締役社長 |
| | 山中博子 | 全国地域婦人団体連絡協議会理事 |
| | 臨時委員 | 浅岡美恵 |
| 伊藤穰一 | | ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長 |
| 大羽宏一 | | 大分大学経済学部教授 |
| 高巖 | | 麗澤大学国際経済学部教授 |
| 高橋宏志 | | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 鍋嶋詢三 | | 社団法人消費者関連専門家会議顧問 |
| 宮部義一 | | 経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長 |
| 山本豊 | | 上智大学法学部教授 |

国民生活審議会第14回消費者政策部会出席者

| | | |
|------|-------|-----------------------|
| 部会長 | 落合誠一 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 委員 | 有馬真喜子 | 国民生活センター会長 |
| | 浦川道太郎 | 早稲田大学法学部教授 |
| | 加藤真代 | 主婦連合会参与 |
| | 福川伸次 | 株式会社電通 顧問 |
| | 福原義春 | 株式会社資生堂名誉会長 |
| 臨時委員 | 浅岡美恵 | 弁護士 |
| | 大羽宏一 | 大分大学経済学部教授 |
| | 高巖 | 麗澤大学国際経済学部教授 |
| | 高橋宏志 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 鍋嶋詢三 | 社団法人消費者関連専門家会議顧問 |
| | 宮部義一 | 経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長 |
| | 山本豊 | 上智大学法学部教授 |

以上13名

落合部会長 時間になりましたので、国民生活審議会第 14 回の消費者政策部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。14名の委員の御出席ということで始めさせていただきます。

前回に引き続きまして本日は、中間報告の案について審議いただくということになっております。

まず、事務局より資料についての説明をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料1でございますけれども「21世紀型の消費者政策の在り方について 中間報告(案)」につきまして、前回御議論いただきました点を踏まえて修正をした点を中心に、ポイントを御説明させていただきます。

まず、目次の次の1ページの「なぜ今 21 世紀型消費者政策の検討が必要か」というところでございますけれども、 のところにIT化の進展の話が書いてございますが、ここで科学技術の進歩によって、ITだけではなく全体として新しい商品やサービスの登場といったようなことの御指摘がございましたので、それを入れ込んでございます。

それから、「家族、ライフスタイルの多様化」のところでございますけれども、いろいろな家族形態等が大きく変化したということに伴って、高齢者あるいは若者に対するさまざまな問題が生じているということを書き加えるとともに、環境への意識の高まりといったことも、ここに書き加えさせていただいてございます。

それから、2ページの「消費者トラブルの増加・複雑化」というところでございますけれども、3～4行目の辺りからですが、件数のことが書いてございますけれども、この62万件云々というのは、ある意味では氷山の一角であって、潜在的にはもっと多いという御指摘もございましたので、その旨を付け加えさせていただいております。

それから、同じく消費者トラブルの最後の「また」以下のところでございますが、インターネットに関するトラブルのところ、迷惑メールでありますとか、ネットオークションと併せまして、最近問題になっております個人情報あるいは顧客情報の漏洩といった問題もございますので、その点もここで付け加えさせていただいております。

それから、「企業不祥事の続発」のところは、真ん中ぐらいのパラでございますけれども、このような不祥事といったものが事業者の存立そのものに危険を及ぼすような事態も発生しているということを付け加えてございます。

このページは以上でございます。

3 ページ目の 「21 世紀型消費者政策の基本的考え方」のところでございます。1 番の「消費者政策の理念」につきまして、前回お示ししたものにつきまして全体の流れがややわかりにくいということ、それから、政策そのものが全く転換をしてしまって、これまでやってきた消費者政策といったものをやめてしまうかのような印象があるといった御指摘もございましたので、全体を少し再整理して書いてございます。

(1)として「消費者政策の転換」ということございまして、ここは前にもございましたけれども、基本的に消費者というのは不利な立場にあるという中で、それを埋めるためにいろいろな施策が講じられてきたわけですが、その際の手法あるいはとらえるべき消費者像といったものは、時代とともに変化してきているんだという整理をいたしております。

中身として と3つ整理いたしております、 は消費者像の転換ということございまして、従来保護されるものというふうに自動的にとらえて、事業者に対する規制、そして、消費者への支援といった基本的な枠組みで政策が組み立てられてきたわけでございますけれども、その後、経済社会の変化、特に市場メカニズムを重視した社会の変化といったこともありまして、その中で消費者自身が自立した主体として積極的な役割を果たしていくということが求められ、それが全体としてのマーケットの健全な市場の形成にもつながるというようなことを整理いたしております。

それから、2 番目としまして「政策手法の進化」という言葉を使わせていただきましたけれども、これまでどちらかといいますと、事業者規制というものを中心としたさまざまな法整備が行われてきたわけでございますが、最近になりまして規制緩和が進むあるいは市場メカニズム重視の仕組みが広がっていくといった中で、グローバル化、IT化といったような経済社会の変化もございまして、さまざまな商品サービスが出てトラブルも複雑化・多様化しているという中で、手法としましても、これまでの事前規制を中心とした行政手法のみに依存するということがなかなか難しくなっている中で、市場ルールの整備あるいは事後チェックといったところへの動きが見られるということを指摘してございます。

としまして、更に新しい動きということございまして、最近の情報公開法の施行もございまして、情報といったものあるいは情報の公開といったものの重要性が高まっているということと、それから、自主行動基準検討委員会でも御議論いただいておりますけれども、事業者によるコンプライアンス経営というものが進んでいるといった新しい動きが出てきているという整理をいたしております。

こういう3つぐらいからの消費者政策の動きあるいは重層的な流れというものを整理し

た上で、21世紀の経済社会にふさわしい消費者政策はということで、前回もこういう書き方をしておりましたが、若干重複等もございましたので、今述べましたことに基づいて整理をいたしまして、1つ目として、消費者を能動的に行動する自立主体としてとらえて、その環境整備を図っていくんだということ。それから、市場ルールの整備、事後チェックの強化という点。それから、情報の公開と事業者のコンプライアンス経営といったことを基本とすべきであるという整理をさせていただいております。

それから、(2)「消費者の権利と消費者政策」というところでございますけれども、これにつきましては、基本的に大きな変更はいたしておりません。

5ページ目の2「行政、事業者の責務と消費者の役割」というところでございますが、ここにつきましては、行政の役割というところを少し補充いたしまして、「時代に適合した消費者政策を策定し、法令等に基づき厳正かつ的確に実施をする責務がある」ということを付け加えてございます。

それから、6ページ目からの「消費者政策の展開」の施策の方でございますけれども、(1)「安全基準の整備」の中の「事前規制の必要性」でございますが、この中で規制が事前か事後かという前に、基本的な適切な基準の設定そのものがまず重要であろうという御指摘もございましたので、最初にそういう旨を付け加えさせていただいております。

このページは以上でございます。

7ページ目、(2)「リコール制度の強化」というところでございますが、このリコール制度の強化をしていくに当たって、リコールの要件といったものの基準を明確化していくということは当然必要だろうという御指摘がございましたので、下の方に「このため」以下のところで、そういった基準の明確化をするということと、それから、ほかの分野においても必要に応じて制度化していくといった旨を加えてございます。

7ページの一番下の「行政から消費者への公表」というところでございますが、ここについては平成13年の情報公開法といったものがございましたので、それが施行されたということ。それから、そういったことも踏まえて、行政から積極的に情報提供を行う必要があるということをつけ加えさせていただいております。

8ページ、(4)の「消費者被害の救済」というところでございますけれども、ここにつきましては、こうした安全に関する消費者の被害が迅速かつ適正に救済されるということが、事業者による事前の安全性確保措置といったことをエンカレッジしていく働きがあるという旨の御指摘もございましたので、そういったことを書き加えると同時に、最後のところで一応、事例の収集・分析をすることによって、適切な措置を講じる必要があるとい

う書き方にしてございます。

9ページからの2「消費者契約の適正化」でございますが、ここにつきましては、上から3行目ぐらいでございますけれども、全体の7割を超えているということに加えて、消費者契約といったものは、当事者や商品の特性あるいは販売形態といったものに応じて公正なものでなければならないという議論もございましたので、その趣旨をここに付け加えさせていただいております。

それから、(2)「事業者の情報提供義務」の中の「情報提供の必要性」というところでございますが、こういったことについて「業態等に応じ」というのはやはり抑えておく必要があるということでございますので、その旨を2行目の辺りに「業態等に応じ適切な情報を提供する」ということを書いてございます。

次にまいりまして、11ページでございますけれども、ということで「消費者の特性に応じた勧誘」と書いてございます。前は「適合性原則」という書き方をしておりましたが、若干言葉の使い方等もございましたので、少しわかりやすいタイトルにいたしております。

中身につきましても、適合性原則という場合に、割と広義の意味で使う場合と非常に限定して、あるものについてはそもそも売ってはならないといったような厳しいものと、そういう意味ではレベルに違いがあるものを一緒に書いておったということもございまして、ここでは2つに分けておまして、前段は、事業者がこういったいろいろな特性に適合したことをしなければならないという原則をきちんと契約全体に広く適合される原則であらうということを述べるとともに、後段では、もう一段きつい話でございますけれども、明らかに当該消費者といったものが取引に合わないといったことが明白であるような場合に、それにもかかわらず、勧誘販売するということをしてはならないという考え方がございますけれども、そういった考え方を、これは取引類型といったものに応じて検討していく必要があるというふうに書き分けをいたしております。

それから、その下(4)「競争政策との連携」のところでございますが、「競争政策の活用」という言い方をしておりましたけれども、その言葉の使い方が余り適切ではないのではないかと御指摘もあり、「競争政策との連携」という言い方に変えさせていただいております。

それから、少しこういったことを考えなくてはいけない中身を最初のパラで書いておまして、競争政策が企業間の公正かつ自由な競争の維持・促進ということだけではなくて、消費者の選択が歪められないような環境整備を図るといったところにも、その目的として競争政策は位置付ける必要があるという旨を補足してございます。

12 ページでございますが、「消費者契約の適正化」の中でいろいろ項がある中で、消費者信用の話が前回では入ってございませんでしたが、これは重要な項目であろうという御指摘もございましたので、「消費者信用の適正化」ということを新たに 1 つ(6)ということで立てさせていただいております。

13 ページからが 3 番の苦情処理の話でございますが、このタイトルが「苦情処理・裁判外紛争解決」というタイトルでございましたが、ここは「苦情処理・紛争解決」というより幅広いタイトルにいたしております。

その中で、裁判制度を活用しやすいものとするという趣旨のことを前回の案ではなお書きの方で(1)の下の方に書いてございましたけれども、全体の流れをもう一回整理いたしまして、まず、裁判制度が消費者にとって活用しやすいものとなることが必要であると。そのための裁判制度の充実あるいはアクセスの向上といったものを最初持ってきまして、ただし消費者トラブルの場合に裁判制度のみで対処することには困難があるということで、ADR の果たす役割が重要であるといったような流れに再整理をいたしました。

(2)「事業者、行政による苦情処理体制の整備」というところでございます。このパラの一番下から 2 行目ですが「なお」というところですが、「公正で透明性の高い」という文言をここでは入れさせていただいております。

14 ページの(3)で、ADR の整備というのが下の方にございます。それが 14 ページの下から始まりまして 15 ページの上の方にずっと続いてございますけれども、上から 3 行目辺りですが「簡易・迅速・廉価な解決という視点に加え」ということで「公正性や透明性を確保して消費者の信頼を高める」というくだりをここで挿入いたしております。

それから、その下の「都道府県等及び国民生活センターによる紛争解決」というところでは、上から 3 行目辺り「苦情処理の円滑な運用に資するため」といったことをここで付け加えてございます。

同じく 15 ページの「事業者団体による紛争解決」ということでございますけれども、次の 16 ページの上から 2 行目辺り「また、透明性を高め」といったことをここでは新たに入れてございます。

16 ページの「紛争解決機関のところでございますが、ここは「総合的な窓口機能の発揮」というタイトルでございましたが、「紛争解決機関の連携と総合的な窓口機能の発揮」というふうにいたしまして、3 行目以下ですが「総合的な窓口機能を果たしていくことが必要である。このため、消費生活センターは」といったことを付け加えておりますことと、それから、同じように、消費者のニーズに応じた適切かつ信頼できる機関を消費者に紹介す

るとともに、やり放しではなく処理結果をフォローアップしていくといったような中身を少し書き込んでございます。

それから、16 ページの最後から(4)「消費者トラブルにおける仲裁」が書いてございますけれども、17 ページの最後の方でございますが、「このため」以下のところですけども「司法制度改革における仲裁法制整備の動向と消費者取引及び仲裁機関の実情や在り方を踏まえ」ということで、実際の動きを踏まえながら検討を行うという趣旨のことを付け加えてございます。

18 ページから「消費者政策の実効性確保」ということでございます。2 つ目のパラグラフ「21 世紀にふさわしい消費者政策を」云々のところでございますが、ここにつきましては、前段は総合的な企画・立案、推進等の機能を強化する必要があるということを書いてございましたけれども、それに加えて、個別の各種の消費者問題の発生に対して総合調整機能を発揮して、迅速かつ整合的な対応ができるような体制整備を図る必要があるという議論もございましたので、その部分をここでは付け加えさせていただきました。

19 ページでございますが、2「違法・不当行為の抑止と監視」というものが下の方からございます。その中で 20 ページにまいりまして「事業者名の公表」というところがございますけれども、「また」以下のところで、情報公開請求に対する開示という旨を挿入いたしております。

ちょっと飛びますけれども、23 ページからですが、4「公益通報者保護制度」のことでございます。ここにつきましては、先般いろいろ御議論がございましたものですから、特に(2)の「制度の目的」というところで、公益通報というのは消費者問題に係る法令等への違反だけに限定されるわけではなく、あらゆる分野における法令違反全般等々を対象として検討が行われることが望ましいと。しかしながら、当部会で消費者政策の在り方に関する検討事項の1つとして取り上げたということと、それから、これをできるだけ早急に具体化していく必要があるということから、まず消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度について検討を進めることが適当と考えられるという前回の御議論を踏まえた書き方に全体を書き換えてございます。

それから、以下「公益通報者の保護」あるいは内部、外部への公益通報等々でございますけれども、前回かなり全体に比べてバランスがどうか、あるいは少し細かく書き込み過ぎという御指摘もございましたので、全体として論点を簡潔に示すという形で簡略化をいたしてございます。

25 ページからが「消費者保護基本法の見直し」ということでございますけれども、ここ

は大きなものはありませんが、26ページの「苦情処理体制の明確化」といったところで、前回2行目辺りの補完・支援することなどを「役割」か「責務」かというお話がいろいろございましたけれども、できるだけ現行の使い方に合わせまして「責務」という書き方にいたしております。

主な点は大体以上でございます。以上が、資料1の関係でございます。

引き続きまして、資料2について御説明いたします。

幸田消費者調整課長 資料2でございますけれども、これは中間報告が出た後の話になってまいります。中間報告全体についてパブリック・コメントということで広く御意見を伺っていくことになるわけでございますが、その一方で、公益通報者の保護制度の問題につきましては、1つは、法的にかなり難しい問題がある。それから、消費者、労働組合あるいは事業者の方々などさまざまな御意見がございますので、そういう関係者の方々にも御参加いただく形で、もう少し制度の具体内容、それから、必要な法制上の措置はどのようなものかということについて検討を行うために、この部会の下に検討委員会を置いてはどうかという御提案でございます。

2のところでございますように、委員としては15名程度の方々。それから、開催スケジュールとしましては、来年1月から御議論いただきまして、その結果をまたこの部会に御報告いただくというようなことではいかがかということでございます。この件につきましても、併せて御議論いただければと思います。

落合部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に基づきまして、中間報告の「案」を取るための審議をお願いしたいということですが、まず最初に、及び、理念的、基本的な部分に関しまして、御意見はいかがでしょうか。

加藤委員 何ページまでですか。

落合部会長 だから、と ですから5ページまでということになります。

加藤委員 皆様御承知でいらっしゃると思いますが、個人情報保護法のことをずっと国会の方で継続しているわけで、この度廃案になってまた提出されるということでございます。そもそも個人情報保護については、以前の国民生活審議会の経企庁のころですね、消費者行政の方でこの研究会もあたりして、消費者取引の場面で非常に大事な1つの法律あるいは法整備であるということで御認識はあったのだと思います。それで今回、私の方も余りにも審議が膨大であったために、ふとそこのところを欠落させてしまっておりまして、今日2ページの2「消費者トラブルの増加・複雑化」の段落の「ネットオーク

ションをめぐるトラブル、迷惑メール、顧客情報の漏洩等」というところで、個人情報に関するキーワードが出てきたわけでございます。このことは大変私としては結構なことだと思っております。

そこで、それをただこういうことがあるのだよということで放っておくわけにもまいりませんので、大分後ろの方にまいりますけれども、どこか消費者政策の展開の中で、例えば、契約の適正化ともちょっと違う、非常に人格権の問題ですし、今日初めて見たものですからどこにお願いしたらいいのかわかりませんが、9ページの2の後ろにでも行くのでしょうか。契約の適正化とはまた単独に、消費者の人格権にかんがみ個人情報保護の法整備が必要であるといったような文言を1行入れて、個人情報保護法も消費者政策の一環であるという認識を皆さんに共有していただければ、私としては感謝したいんですが、いかがなものでしょうか。そこで、この辺について、事務局の方で何かお知恵はございませんでしょうか。

落合部会長 その問題は非常に重要な問題でありますけれども、たしか今国会で継続審議中であり、かつ、この部会において個人情報保護の問題について十分議論したということもございませんので、したがって、今後議論するということはあり得るけれども、今までの議論をまとめる中間報告という観点からすると、個人情報の問題はどういう方向で位置付けていくかということは、かなり議論してみないと具体的な形ではなかなか難しからうということで、今後の検討において十分意識するということが対応せざるを得ないのではないかと思いますけれども。

加藤委員 そうすると、例えば27ページの消費者教育の充実とか環境対応の問題がございますね。この中に1つとして、個人情報保護に関する法整備についてとかそういったようなことで。

落合部会長 これは非常に重要な問題であっても、どこで議論するかという問題がありますよね。現に、国会で取り上げて議論しているということでありまして、そういう問題について、更に重ねてここで議論するのが適当かどうかとかいろいろ検討しなければいけない問題があります。したがって、特に挙げることなく、これは今後の検討の中で 後に「などについてさらに検討を行う」となっていますから、何も 限定したものではなくて。

加藤委員 ただ、私の方も力不足でありまして、この会議が始まったときに個人情報保護のことを1回ぐらい言ったような気はするのですが、皆さんの御議論を巻き起こすだけの力がなかったわけですが、ただ、同じ内閣府の中で出てきた法案でありまして、

その中には、特に基本法ができた場合、分厚くやらなければいけないところ、電気通信だの医療だの信用情報でしょうがきちんと書いてありまして、消費者団体はそのほかにも、消費者取引関係についてはきちんと個人情報保護を整備してほしいということを言っていますので、何か個人情報保護法の整備が必要であるという文言をいただけないものでございましょうか。

福川委員 この個人情報保護法は大変重要な問題で、たしか私もこの部会で申し上げたことがあると思います。これは、今お話があるように、私も是非早期に実現すべきものと思っておりますし、むしろ、これからこの次の通常国会でやろうということで、一応新聞によればそういう方向で行くと思っております。勿論、その過程で内容が変に変わってきて問題になるようなことになれば、この部会でも勿論もう一回見直すことも必要かとは思いますが、もっと早くやってほしいということでございますので、勿論ここでやるというのも1つかもしれませんが、むしろもっと早くやってもらいたい。それには、例えば、部会長から総理なりあるいはしかるべき政治家の方に申し入れていただいて早期実現を図るということで、ここのものよりはちょっと別途のルートで早期の実現を図るルートを内閣府の方で考えていただく、それを是非実現していただくということの方が現実的ではないか。むしろ、その方が早く進むのではないかと思うので、我々ももっと声を上げて政府に働き掛けなくてはならないと思いますし、ここに書くよりも、むしろもっと早くプッシュするという、実際的なやり方が私は現実的なのではないかと思います。是非そのことを部会長の方でお取り計らいいただければありがたいと思います。

落合部会長 それでは、部会長として今の福川委員、加藤委員の発言も踏まえて、しかるべき対応をするということにいたします。

加藤委員 特に、信用情報などを法律的に消費者問題として整備していくことがすごく迫られているものですから、どこかでそのところを記録にとどめていただきたいという思いでございます。

落合部会長 勿論、今の御発言についてはテークノートするということで。

それでは、ほかにこの 、 のところで何かございますか。

浅岡委員 今朝いただいて急遽ばたばたと意見を出しましたが、そのまま、前のを削るのを忘れて重なった形で出しましたが、そこへ書き忘れたのですけれども、3ページ目の前回大変議論になりました『「自立した主体」として、自己責任の下に』とありまして、この自己責任のところを例えば『「自立した主体」として自律的に』というぐらいの言葉に改めていただけないかと思っています。この前にも権利と義務ではないかというような話も

あったところですが、消費者の権利のための法整備がまだまだ途上にあるという状況の下で、後に「権利も拡充して」と出てくるんですけれども、「自己責任の下に」という言葉は少し早過ぎるような気がしています。

それを強く思ったのは、産業構造審議会の方で今、知的財産権問題についていかに事業者の利益を守るかについて、現在の制度でも民事的な保護の仕組みが不十分であると、やり得感が強い。そのために、提出要件を緩和するか文書提出命令を更に横出しをして拡大をすべきだとか、被告側は自分がどうしたのか説明義務を課すべきだとか、そんな提案をしていることを拝見しました。このように、知財事件で企業間の紛争に配慮されているようなレベルまで、消費者と事業者の関係で消費者の権利を守ることが議論されていて、それが現実化しているというのであれば、これもわかるのですけれども、消費者問題については、まだまだそれは検討すべきであるというような形、あるいは権利として考えるべきであるみたいなどころにとどまっている状況であるという非常に落差を感じましたので、いささかこの言葉は、消費者と事業者との間の実情には早いと痛感したところです。

一昨日の皆様のいろいろな意見を反映されようと事務局で御努力いただいたことを受け止めながらの意見であります。

落合部会長 今のは、具体的にはどういう修文をしてほしいということですか。

浅岡委員 私は『「自立した主体」として自律的に』と「自」と「律」、「自律的に積極的に」。この前の札幌での事件のようなことはいけないではないかとの指摘は、それはそうでしょうということも含めて、「積極的に自らの利益を確保するように」というような形ぐらいでとどめていただければと思います。

落合部会長 では、ただいまの御提案に対して。

鍋嶋委員 ただいまの御意見は私はこのままでいいと思います。『「自立した主体」として』ということでも十分だと思うということと、「21世紀型消費者政策の基本的考え方」というのがこの表題ですから、今の段階よりも先に進んだ話をしなければならないという意味で、何しろ今、消費者被害があるのも消費者の自立の問題、それは自分で立つ問題、それから、企業の自分を律する自律の問題の両方があると思います、それは認めます。ただし、この自分で立つということの消費者の方は、自分で立つということをかなりはっきり書いていただかないと、私はこれから先、日本の消費者がグローバルな世界になったときにどうなるのだろうというのが非常に心配であります。という意味で、このままの形の方がいいと思います。

それから、ついでに言っておきますが、5ページの例の消費者の役割の問題ですけれど

も、これもやはり私は、前に言ったように「責務」という形でいいと思います。これは、C Iの国際消費者機構でも権利と責務という形を取っておりますので、21世紀型ということならば、今の時点で踏み込んで書いてもいいと思います。

以上です。

加藤委員 今3ページの「消費者政策の理念」で消費者の自立を迫るということで、私は浅岡委員と同じではないかと思うんですが、 の下から4行目の自立の「立」という字をやはり自らを律するという主体にして、「自己責任の下で」というところを「自律的に積極的に自らの利益を確保するように」というふうにさせていただきたいと思います。

それから、もう一つは、消費者に迫るよりは現状というものを考えてみますと、消費者から見た公正で透明な市場の確立こそ、政策的に消費者政策として展開されるまず第一要件ではないかと思います。いきなり消費者に物事を迫る以前に、国としてやっていくあるいはそれを呼応する事業者の非常に倫理的な市場構成というものこそ先決であるのではないかと思います。例えば、6月11日の論点ペーパーの中にもありましたけれども、私はこれは大変よく現状分析していると思いましたが、そのとき、この会場の委員の皆さんはこれに異論はなかったはずで、「消費者から見て、今、公正で透明な市場形成が十分でなく、消費者の自己責任を問えるだけの環境にない」ということをきちんとみんなで共有の認識をした上でこの文が出てきたわけで、私はちょっとこれは異様な感じがしております。まずやるべきは公正な市場の形成に力を尽くすということで、個々の生身の人間の消費者に対する自己責任の問い方は二の次ではないかと思います。

それから、今、鍋嶋さんがおっしゃいましたが、C Iが消費者の自己責任として言っていることは、お互いに個々の消費者同士がいい環境やいい社会経済をつくっていこうということの申合せの責任でありまして、これを国の法律として個々の生身の消費者に迫るべきではないと思います。前回私が申し上げたとおり、組織体としての行政や組織体としての事業者の持てる責任と、生身の一人一人、中には高齢者もいますし身障者もいますし、時代の流れすべてについていけない消費者がほとんどの中に、同等の責務を問うということは余りにも過酷なことではないかと思います。

ですから、その書きぶりですが、どこかに消費者事業者のところを一くくりにして責務と役割と分けておりましたが、そこも分けていただきたいと思います。今急でしたので出てこないんですが、事業者と消費者の行政……。

高委員 5ページではないですか。

加藤委員 そこではなくて、ここは役割になっているからこのままでよろしいと思いま

すが、どこだったか、さっきあったんですよ。

浦川委員 25 ページの ですか。

加藤委員 そうです、25 ページの です。「消費者保護基本法の見直し」のところで、2の「行政、事業者、消費者の責務・役割の明確化」のところで、ここもやはり段立するときには「行政、事業者の責務、消費者の役割」というふうに分けて記述していただきたいです。

落合部会長 今それぞれの立場から御意見が出たんですけれども、ほかに言わば学識経験者の立場、中立的委員の方はどういうふうなお考えなのかということで、山本委員いかがでしょうか。

山本委員 私は原案でいいと思います。3ページの「自己責任の下で」ということも、全体の文章を読みますと、それはきちんとした環境を整備した上で、その前提が満たされれば自己責任ということであると思いますので、御懸念があったような発言の趣旨には、私は少なくとも受け取っておりません。そして、やはり消費者といえどもそういう環境がきちんと整備された中で、市場のプレーヤーとして取引に入れば自己責任を負うということは原則論としては誰も否定できない話でありますので、そのことを書くことが特に不適切であるという印象は受けておりません。

それから、5ページの書き方につきましては、鍋嶋委員の御意見もよくわかるんですが、私は少なくとも個々の消費者については役割でよいと考えます。これは消費者が基本的には一人一人買い物かごを下げた存在として、日々の買い物行動の中で、自分も社会を動かしていく存在なんだという意味で、一緒に公正な社会形成のために参加しましょうという呼び掛けであります。法的な意味はないにしても、責務と言うと、やっていないと社会的に非難されてもしょうがないという感じに受け取れてしまいますので、そういう趣旨ではないのだらうと思います。したがって、私としては「役割」という言葉が一番すとんと胸に落ちるという印象を受けております。

落合部会長 浦川委員、どうですか。

浦川委員 私も、今の山本委員と同じでありまして、自立した主体として行動していくことが求められているというのは、自立した主体であれば当然自己責任を負う主体としてであるわけで、だからといって、何かこれによって責任を課そうということよりも、消費者としての行動の覚悟のことを要求しているわけです。したがって、これだから直ちにイコール責任ということではない、あくまでも消費者保護という全体の文脈の中で考えていくべきだらうと思います。

また、加藤委員がおっしゃっていた懸念である、そもそも判断能力がないというような主体に対して責任を問うことは、そもそも市民社会の論理としてあり得ないわけですから、そういったようなことに関する保護政策というのは当然考えられるわけで、これが書かれたからといって判断能力がない方に責任を負わずというような、論理的に矛盾したようなことは今後もあり得ることはないと思いますので、むしろ自立した主体ということをはっきり言った以上、覚悟としては自己責任ということを求めるといことで私はよろしいのではないかと思います。

また、5ページの「役割」という言葉の部分であります、これも今言いましたように、全体として行政としての責任、事業者としての責任、そして、消費者としての行動の自覚ということから言えば役割ということで、これはこれでいいたろうというふうに思っております。

落合部会長 そうしますと、今いろいろ御意見が出たわけですが、3ページの自己責任の部分は原文のままにし、それから、5ページの消費者の役割の部分についても、修正を加えないで原文のままにするということで、この部分につきましては取り扱いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

有馬委員 ちょっとよろしゅうございますか。素人判断でわかりませんが、加藤委員の御意見、御懸念を生かして、3ページの後に「消費者が自立した主体として行動するためには、透明で公正な市場の形成が必要なことは言うまでもない」というふうなことを1行付け加えることはいかがでございましょうか。5ページは私も「役割」でいいと思います。

落合部会長 更に書き直していくということをやっていきますと、ほかにも波及して、この部分は今、有馬委員が言われたよう方向で書き直すことも考えられますけれども、これについてまた議論しなければいけないということもありますし、それから、これは中間報告なのであって、とりあえず今までのこの部会でコンセンサスが得られたところを並べるという形ですので、と につきましては、このままで取り扱わせていただければ非常にありがたいと思います。

浅岡委員 私も、今おっしゃられた趣旨は理解をいたします。今日いろいろ言われた議論も踏まえて、そして、私はここで責任と言うからには、4ページの下から3～4行ぐらい書かれていることが、先に の中に組み入れられていて、消費者の権利を守るだけの権限を与えられ、武器を持った消費者が自立的主体として市場においてこうするという文章であるのであれば、総合して見やすいと思って、前はそういう意見を申し上げたんですけども、こういうシンプルな形のままだから、せめてそこはセルフコントロール、自律的

にというふうに申し上げました。ただ、これは中間報告ですので、そうした議論が含まれているという前提で皆様の意見を求めるということについては了解いたします。

落合部会長 それでは、次の「消費者政策の展開」という部分に移りたいと思います。

高委員 時間的にどういう配分をされているのかわかりませんが、できれば まで入れてやっていただければありがたいんですけども、どうでしょうか。

落合部会長 その理由は。

高委員 恐らく の内容が一番今日議論すべきところではないかなと思いますので。勿論、時間配分をどういふふうに行われているかによりましては、部会長にお任せしますが。

落合部会長 余り議論の対象が広がるのも好ましくないだろうということもあって、これは大きくローマ数字で区切られていますので、その区切りを前提にして進めていこうということで、 に区切ってやりたいと思います。

高委員 では、 ということで結構です。それで、申し上げたいのは の話とかかわりますが、今、加藤委員の方から自己責任を問えるような環境ではないという御指摘がありました。それから、こういった議論をする場合に、透明で公正な市場が前提になるんだというのが有馬委員の方からあったわけですね。それを担保する意味で、私は「国の推進体制」という のところの議論を深める必要があると思っています。以上です。

落合部会長 まず、 につきまして、特に修正の御意見はございますか。

山本委員 11 ページのところ「消費者の特性に応じた勧誘」ということで、これは一昨日私がいろいろ申し上げまして、いろいろ御苦心いただきましてありがとうございました。提案といたしましては、前回の案と第1パラグラフで違っているところは、ここに「資力」という言葉が入っております。前回は「知識、経験、理解力等」となっておりますが、今回は「資力」といふふうに入っております。注9に、いろいろな現行の法令等が挙げられておまして、証券取引法は財産の状況に照らしてという言葉が入っております。しかし、特商法の方は「老人その他の者の判断力の不足に乘じ」ということで、これは高齢者が一般的に判断力が少ないということではなくて、痴呆症状が加齢によって出てきているとか、そういう状況を念頭に置いたルールです。北海道の消費生活条例につきましては「消費者の知識、能力または経験の不足に乘じて」といふふうになっております。私は、この中間報告を取りまとめて広く国民の意見を求めるときに、「資力に適合した勧誘・販売を行わなければならない」ということを見た場合にちょっと懸念されますのは、商売をするときに、お客さんの年収を常に調べてランク付けしてというふうに行われると非常に困

るなど。やはり建設的な意見をいただきたいわけですので、確かに証券取引法ではそういうものがある、あるいは変額保険の勧誘に関する裁判例では、やはり資力というものが入っているわけですが、それが消費者契約一般に広く適用されるというところまで書けるかとなると、ちょっとその点我々が意図するところと離れて、過大に受け止められないかという懸念があります。

特に、9ページの「情報提供の必要性」につきましては、「業態等に応じ」という文言が入っておりますが、こちらはそういう文言が入っておりませんので、それを入れないのであれば、一昨日の書きぶりにその部分は戻して、「資力」というところを落とした方が、我々の意図というものがよりきちんと伝わる文章になるのではないかと。勿論、ある種の取引において資力までこの中に入れて、それに適合した勧誘をしなければいけない、そういう取引があることは確かだと思いますが、一般ルールとしてはどうかという観点から、そういう提案をしたいと思えます。

落合部会長 ただいまの「資力」を落とすという山本委員の提案について、賛成の方の意見はありますか。では、特に反対の方というのは。

浅岡委員 私は反対の意見を言います。「資力」はやはり是非とも入れるべきだと思います。常に資力要件が掛かるというわけではありませんが、通常の消費者契約でも年金生活者に100万円単位のいろいろな契約をしていることは山とあります。それから、まさに資力等が掛かる取引類型というものも相当にあります。だから、ケース・バイ・ケースという側面もあるでしょうけれども、非常に重要な、現実に先生がおっしゃるような消費者契約絡みの話というもののうち、非常にこの要件が重要であるということを目指しておきたいと思えます。

落合部会長 ほかに、どちらか積極的な御意見はございますか。もしなければ、現状どおりということで処理したいと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、特に御意見がございませんので、現状どおりということでさせていただきます。と思えます。

につきまして、ほかに御意見はございますか。

加藤委員 11ページの一番下の「指定商品・指定役務制の在り方」の見直しで、前回私はこのままでもいいのかなと思ったのですが、もう一度きちんと読みますと、やはり検討すべきだというだけで終わっているのはちょっと弱いような気がいたしまして、早急に見直しをしてほしいというのが一般的に消費者相談をやっている皆さん、あるいは消費者団体の希望であります。経済産業省の消費者取引の御担当の方も、一生懸命次々やって追加

はしてくれているんですけども、こういう法律というのはどうも海外では余りないよう
でして、聞くところによると、例えば、リヤカーで物を売りに来るような食品だとかちょ
っとした日用雑貨のような商売については、ネガティブリスト化して適用の除外にするよ
うにして、どのような販売であっても商品・役務については、連絡先とか情報、書面交付
だとか不適切な勧誘の禁止ということ等、必要なものについては包括的に対象にしてい
るようですので、日本でもそうされるべきではないか、それが公正なルールではないかとい
うふうに学んだといえますか、いつか勉強したこともあります。また、私たちの日常的な
希望でもあります。

特に、インターネットの世界になってきますと、指定商品であるということとないこと
で法律の保護の差が出てくるというのは実におかしい話でありまして、先回もお話ししま
したけれども、指定商品・役務でない場合は、やはり消費者がそれによって悪質な行為に
遭って被害をこうむったとしても、法律の不作为というのですか、そのために保護されな
いという状況はおかしいので、やはり被害が出ている中では、早急に指定商品・指定役務
制はやめるところで決めるわけにはいかないのです、早急な見直しということにして、必要
ならば次のページに行きました「対応できるよう、ネガティブリスト化を含め、その在り
方について早急に検討すべきだ」というニュアンスにしていただけでないものかと、前回に
続いて同じことですが、お願いする次第です。

落合部会長 そうすると、具体的に修正の御提案は、在り方について早急に検討する
ということで「早急に」という言葉を入れるべきであると。

加藤委員 そうですね。

落合部会長 早急に検討すべきである。最低限それは入れてほしいと。

加藤委員 そうです。だから、12ページの2行目の「対応できるよう」の後ろに「ネガ
ティブリスト化を含め」ぐらいを入れて「早急に」としていただければと思います。

落合部会長 そういう御提案ですけども。

加藤委員 このくらいなら印刷物全部やらなくてもいいと思うんです。

落合部会長 今の御提案を積極的に支持される委員が多数おられるようでしたら、その
ように修正したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「賛成です」との声あり)

浅岡委員 私も賛成したいと思います。

福川委員 確かに、後追いになることなのでしょうが、ネガティブリスト化が果たして
いいかどうかというのは、やはり相当いろいろ議論があることなので、「早急に」というの

は入れていいと思いますけれども、検討は中立的な形で検討ということの方がいいので、余り方向性は出さない方がいいのではないかと私は思います。

落合部会長 それでは、ただいまの御意見も踏まえまして、「その在り方について早急に」という文言を加えるということではいかがでしょうか。

では、ここはそのようにさせていただきます。

ほかに の部分につきまして御意見はございますでしょうか。なければ、先ほど高委員の方から早く入ってほしいという要請がありました 「消費者政策の実効性確保」に入りたいと思いますが、それ以前に何かありますか。

有馬委員 一言。修文ではなくて解釈でございますが、15 ページの国民生活センターの苦情処理専門委員会のことでございますが、前回は申し上げさせていただきましたが、苦情処理専門委員会の現在の内容というのは、具体的な苦情処理の場ではございませんで、専門家の集団でありまして、例えば、新卒の信用取引とかさまざまな難解なケースが起きているものを研究して、それを各地の消費生活センターにアドバイスするという形で、現在その委員会は設置されております。ここにございます「積極的に活用」というのを、その前のパラグラフの各条例に基づく各地の苦情処理委員会との関連というふうなこともあるのかなのか、ちょっとよくわからないことでございますので、この「積極的に活用」というのは幅広く解釈させていただくと。今後、現状のままということもあり得るし、新たな任務が、前回は公害等調整委員会と申し上げましたけれども、そのような形が加わることもあり得るということで解釈してよろしいのかということでございます。

落合部会長 ただいま有馬委員から提起されました 15 ページの消費者苦情処理委員会に関連する部分で、積極的な運用を図ることが必要だという部分の解釈について、「積極的」という意味が現状とかけ離れたような意味に解釈されると困ると。

有馬委員 いえ、困るということではございません。それをも含むという解釈でよろしゅうございますか。

落合部会長 この部分の解釈は、今の有馬委員のような理解で表現されているということではよろしゅうございますか。

浅岡委員 私も、苦情処理委員の法的根拠が本当にちゃんとあるのかなと思いつつ、事実上あるだけかなとか思いつつ、少し前も書いていたところなんです、それで「苦情処理専門委員会を拡充するなどして」ぐらいを入れておけばいかがですか。

有馬委員 いえ、これで結構です。

浅岡委員 私は、それくらいされたいかがかと思えます。

落合部会長 文言の解釈というか、文言の意味合いで特に積極的という意味が少し幅があるということですよね。

鍋嶋委員 この点については、私も誤解していたのかもわからないんですけども、上の消費者センターの苦情処理委員会と国センも同じようなものがあるのかなと思っていたんですが、どうもそうではないらしいということは今のお話でわかったんですが、逆に言うと、事務局の方で書いたときの気持ちはどういう気持ちだったんでしょうかとお聞きしたいです。

落合部会長 いかがですか。

幸田消費者調整課長 この点、国センの部分は浅岡先生の修正御意見を踏まえて入れさせていただいたということでございますけれども、現に今の都道府県の苦情処理委員会についても、必ずしも個別紛争を直接受け取ってそれを処理するという仕組みではありませんで、例えば、都民の生活に重大な影響を及ぼすようなものについて、ほかの先例としての参考にするために、知事が付託して行うという形でございますので、そこは「積極的な」という言葉で、あとは今後、中間報告でもございますのでいろいろな御意見を聞きながら、また検討していけばいいのではないかと思います。

浅岡委員 すみません、もう一点だけよろしいでしょうか。13 ページの関係で、今日のメモにも書きましたが、司法との関係をかなりバランスを取って書いていただいたことは本当によかったと思っていますが、やはりこのアクセス検討会で議論になっている敗訴者負担問題について、今でなくてもいいんですが、最終意見までにはちゃんと議論するという対応を取っていただきたいと思います。先ほども申しましたが、知財事件の関係で、不正競争防止法の見直しの方向性についてということで平成 14 年 12 月 20 日にパブコメに出されている不正競争防止小委員会の意見の中では、この司法制度改革の中でも知財事件について検討会があり、そこで議論されているけれども、この産構審の委員会において、「訴訟手続における実効的な保護が図られるよう強い意見が寄せられたこと、検討会の議論を注視するとともに、必要に応じて関係省庁へ働き掛けを行っていくことが重要である」として、当委員会としても働き掛けを行っていくということを書いてパブコメに出しています。アクセス検討会では結局、どのような場合に両面的敗訴者負担にするのか、あるいは片面的な負担制度も議論になるのかどうか、これからあり得ると思いますが、それは個別紛争類型に応じて考えるべきだということは何人もの委員がおっしゃっているわけです。消費者紛争についてどういう対応がいいのかということアクセス検討会の委員の方々よりは、はるかにここの委員の方々の方が現実の場面に即した議論ができるわけですので、

向こうは向こうで議論されるとしても、こうした消費者政策の基本で、消費者が司法をどう生かして活用できるのかというかなめのような制度の議論がちゃんとなされて意見が表明されるということが、私は消費者政策の基本として、この消費者政策部会の任務であろうと思います。

今日は時間もないし、高先生の時間を奪ってはいけけないので申しませんけれども、そうしたことはなされるべきだということをお願いして、最終意見までにちゃんと議論ができる場を持っていただきたいとお願いいたします。

加藤委員 すみません、高先生、15秒ください。私も、浅岡さんと同じ気持ちです。時間の節約のため、手だけ挙げてそのことを確認してください。やはり消費者の司法アクセスの可能性を狭めるという心配、危機感を消費者団体も皆すごく持っているということで、是非こういうところで御議論いただきたいテーマでございます。

落合部会長 ちょっと整理といいますか、まず最初の有馬委員の関係については、有馬委員がこのような解釈として理解しているという部分については、そのような理解でこの部会として中間報告を発表するに当たって問題ないということによろしゅうございますか。特に異論がなければ、そのようなことで対応させていただきたいと思います。

それから、敗訴者負担の問題でありますけれども、これは、この部会でも議論対象として取り上げるかどうかということすらまだ議論されていない問題でありますので、中間報告との関連から言えば、全然議論されていないと言えれば議論されていない問題がここに出てくるというのは基本的にはないということで、その点は浅岡委員も認識されて……。

浅岡委員 議論されてないことはないと思います。何度か議論の提起はいたしましたし、経過についても書面でも出しましたから全くないということはないんですが、それ以上踏み込んでここの議論の場が運営されてはいないというのはそうだと思いますので。

落合部会長 私が申し上げたのも、そういう形で問題が上程されようとしたというのは事実なのであって、しかし、それを正面から受け止めて、ここで各種論点を議論展開したかということ、これはなかったわけで、そういう意味です。この問題につきましては、実は日本国政府の基本的な方針としても、どの場で議論するかということで、当面、司法制度改革推進本部等で議論するというようなことが決められ、そこで議論が進展していくのかどうか、そこが議論の場であるというようなこともありますけれども、その辺の関係で高橋委員、この辺の取扱いの仕方はどうなんでしょうか。

高橋委員 今、部会長が御指摘になったところで処理させていただければありがたいと思います。司法アクセス検討会は、この問題を来年の1月ごろから集中的に審査すること

にしております。そこで、浅岡委員も御意見がございましたら、そちらの方に直接、法律家らしい具体的な案を提出していただければありがたいと思っております。

ついでに申しますと、弁護士報酬がどうあるべきかという議論を司法アクセス検討会でも数回にわたって行わざるを得なかったわけでありまして、これはそもそも弁護士報酬がどうあるべきかという点から議論しなければいけない問題で、数回を要すると思しますので、この場よりも司法アクセス検討会の方が妥当であると冒頭申し上げたとおりであります。

以上です。

落合部会長 それでは、この論点につきましては、現在の中間報告案のままで取り扱いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、いよいよ高先生の御発言を予定されておられる「消費者政策の実効性確保」について、高委員どうぞ。

高委員 進行をいろいろ妨害しまして、すみません。ここのところで申し上げたかったのは、先ほども申し上げましたように、加藤委員が御発言になりました消費者の自己責任を問えるような環境にはなっていないのではないかとということと、それから、透明で公正な市場というものが前提になって自立云々の議論ができるのではないかとこの御指摘がありました。私もここの部分が整理されなければ、議論はなかなか先へ進めないというふうに思っています。

2回意見書を出させていただいたんですけれども、やはりなかなか文書は変えられないんだなということを実感しております。他省庁に対する配慮というのはわからないことはないんですが、やはりここの審議会としての中間報告の中には、あれだけ議論しまして事業者側も消費者側もそういう方向で行きたいということが出てきておるわけですから、その声を反映されるような形で、第2段落ですけれども、もうちょっと文章を改められないものなのかと感じております。

具体的にどういった文章が問題かと言いますと、私が感じているところですが「できる限り統合することを目指し」の「統合」というのは一体だれが……。

加藤委員 ページと行数をお願いします。

高委員 すみません。18ページの(1)の第2段落です。その2行目のところですが、「できる限り統合することを目指し」というのは、一体どこの部署がどういうふうに統合していくのかということがはっきり見えませんし、それから、「基本的な施策」というのは、例

例えば他省庁に対する勧告権まで与えられた、内閣府があって全体を調整するようなイメージまであるのかというと、ここの文言からしますとなかなかそれはないと思うんです。

それから、「体制整備を図るべきである」というのが第2パラグラフの最後の行にありますけれども、こういった体制整備というのは具体的に何をイメージしているのか。例えば、公取に消費者保護の機能を具体的に与えて執行ということを期待するような体制整備までイメージしているのかというと、これもかなりぼやけてしまっているのではないかと感じております。

それで、ちょっと代案を用意しましたので、配らせていただいてよろしいでしょうか。
落合部会長 どうぞ。

(代案配付)

落合部会長 各委員のところに参りましたか。

それでは、高委員、説明していただけますか。

高委員 大幅な改定というわけではございません。これぐらいのところで考えていただけないかということです。第2パラグラフの「推進するためには」という文章の後になりますけれども、「勧告権を有する常設機関の設置を含めて検討するなど」という文言を入れていただいて、「消費者行政をできる限り一元化する」、「目指す」ではなくて「一元化する」とともに、「総合調整ということを入りたいので「総合的に施策の企画・立案、推進、調整等を行うことのできる機能を強化する必要がある」。最後はそのまま残しますけれども、この意味するところ「体制整備を図る」という言葉には、やはり公取の機能強化というようなことも含んでおいていただければありがたいと思っております。

とりあえず(1)のところだけ。

落合部会長 ただいま高委員から、この部分の修文に関する案が提案されましたが、これにつきまして各委員の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。賛成ということではよろしいですか。

加藤委員 私は前々回、このような趣旨を含めた独立した勧告権を持って各省庁の産業助成官庁の中における消費者行政のチェックをして、必要に応じた勧告をしていただいて、的確・迅速に消費者の人権が守られるようなシステムを国の高い位置に置いていただきたいという要望をしておりますので、高委員の修正案には賛成でございます。

宮部委員 大分御苦労されておつくりいただいたということがありありとわかりますし、これ以上踏み込むと、また問題があるということで結局原案のレベルへ戻る可能性がありますので、高委員のこの案文で結構でございます。

落合部会長 ほかの委員の方も、支持されるということによろしゅうございますか。

福川委員 この消費者行政をどういうふうにするかなんですが、私個人の考えは、やはり消費者行政というのは各省庁に非常にまたがっている問題で、各省庁そのものが国民生活局のような意識で全体の行政をしていくということが、実は非常に大事なことなのではないだろうかと考えます。しかも、その中には、例えば医薬みたいな問題もあれば、食品安全みたいなものもあるし、いろいろなサービスもあるし、非常に多種多様なわけでありますので、一番大事なことは、各政府全体がそういう消費者行政に目覚めるとというのが、実は非常に大事なことなんだろうというふうに思っております。

確かに「統合することを目指し」の「統合」という意味が、私もちょっとよくわからないんですけども、そういうことから言うと、やはりここは消費者行政を整合性のあるものにするということで全体を見ていくという、整合性がある運用が必要だろうというふうに思うわけです。

私は、行政というのは、国会に対して政府全体として内閣が一体として責任を負うという形ですので、総理がきちんとやるということが一番大事なことなのだろうというふうに思っております。ですから、総理がきちんと各省大臣に指示をするという体制が一番大事で、したがって、総理大臣がどういうふうにするかということの補佐をするのは、どういう役割を担うかということだろうと思います。そのために、国民生活局というものが置かれていると思うので、皆さんは、国民生活局を信頼していらっしゃるから、こういう案が出るのかもしれませんが、私はやはり国民生活局というのがきちんとしていないとすれば、きちんとされるということが組織論としては大事で、別に特別の常設機関を設けるとか、しかも、勧告権というのはどういう立場で勧告権を置くかですか、やはり総理指示というのが一番強い命令だろうと思うし、今ここで別の常設の第三者機動的なものを置くということは、むしろ行政としては二元化することになるという感じがするわけでございます。私は、勧告権を有する常設機関の設置というのは賛成いたしかねますし、事実、消費者保護会議というのがあるわけで、自立した消費者ということであれば、保護という言葉がいいかどうかということは問題ですけども、むしろ、これがうまくワークしていないのが今一番の問題だろうと思います。1年間で15分というのは確かに大問題でありますから、もっとここを改組する、もっと強くするということが現実的で、それがまさに内閣の中の組織の中に入るわけですから、総理の一番強い指示権がそこで実現できるということになると思うので、私はむしろ、消費者保護会議を改組するなら改組して、機動的にやるなら機動的にして、そして、もっと十分に動くということにする方が、いろいろ

な種類の行政をカバーしながらやっていく上では一番現実的だと思います。それこそまさに常設でしょうし、国民生活局もまさに常設機関なわけですから、その保護会議がきちんとワークすることと、国民生活局がしっかりやっていただくということが、今の行政の組織としては一番いいことだと思います。ただ組織を複雑化するということが果たして効率よくいくことなのだろうかという気もいたしますので、私はどちらかといえば、比較的原案に近い形で、しかし、統合することを目指すというと、多分統合はできないのだろうと思うんです。厚生行政もあれば農林行政もあるし、したがって、ここは整合性のあるものというか、一元的というのもあるいはあるかもしれませんが、ここの表現はいかがかとは思いますが、私はそこを直しつつ 18 ページの原案の方が、行政組織としては効率的に動くというふうに考えております。

落合部会長 提案者の高委員の御意見を伺いたいと思います。

高委員 国民生活局がほとんど機能していないとか、そんなことを言うつもりはございません。一生懸命やってくださっていると思っています。ただ、政府全体の消費者保護行政というものを調整する上で、国民生活局が全体の調整を図れるかということ、やはりそういう権限を今お持ちではないと思うんです。そういった意味で、生活局に直接与えるというのは難しいでしょうから、その上のところに何か常設機関。例えば、常設機関というのは、消費者保護会議というのが本当に機能するのであれば、それというふうに考えていただいても構いません。ここで言っている常設機関というのは、何でなければならないということは今言うつもりはありません。全体が調整できて、調整する主体がはっきりしなければならぬというところの確認が、ここでできればいいのではないかと考えています。また、その調整をやるための権限を与えなければいけないということを申し上げたいだけです。

落合部会長 そういたしますと、ここで挙げられている常設機関というのが、消費者保護会議も含めてその辺の強化という意味合いも含めて入れるということは、特定の何か新しいものというふうに限定したものでなくて、既存の組織の活用あるいは強化という点も含めて、ここは書いているんだという御趣旨だというわけですね。それも、そういうものを設けるという直接的な意味ではなくて、含めて検討するという辺りのところですので、結局、現状が消費者保護会議を含めて十分整合的な形で機能していないということに対する不満というものが非常に根強く存在していて、その不満を解消する、そういう不満が出ないようにするシステムにはどうしたらいいかという、問題提起の色彩がかなり強い部分ではなかろうかと思っておりますので、そういう意味では、福川委員が言われたことと非常にコ

ソフリクトする提案でもないのではないかということで、この部分について大体ほかの委員は賛成ということでもありますので、この辺のところでお認めいただけないかというのが私の思いですが。

福原委員 福川さんの言われたとおりであると思います。二元的になるということと言われたわけですが、そのとおりだと思いますが、この委員会としてはこのくらいのことを考えているということによって、結局のところ各省庁でもう少ししっかりやると。それから、もう一つは、すき間なくやるにはどうしたらいいかということを考えるようにならざるを得ないと思うんですね。ですから、最終的にそういう調整機能を持つ部局ができるかできないかということはさておいて、そのくらいのニーズを我々は考えているということを表示してもいいのではないかというのが、私の意見です。

落合部会長 これは、この委員会の最終報告でこういうことをガバメントとして考えてもらいたいというのではなくて、こういう形での刺激というか、突破口みたいなもの考えるのはどうかとパブリックに問うという部分があるという福原委員の御指摘もありますので、そういう意味で、パブリックに意見を問う形で、これは二元的になるという御意見が出てくることも十分あると思いますけれども、そういうものを踏まえて、パブリックの意見を集約した形でここでまた御議論いただいて、最終的に、この部分を最終報告でどういう形にするかは、またここで御議論いただくと。しかし、パブリックに意見を聞くに当たっては、割とクリアカットな形で問うてみるというのは、1つの聞き方として十分意味があることであろうと思いますので、福川委員、この辺のところではいかがでしょうか。

福川委員 何でこういうことが出てきたかということ、国民生活局もよく考えていただきたいと思うんです。こういう議論がどうして出てきてしまうのかというところが、実は非常に大事な問題でありまして、私は今の設置法上で考えれば、保護会議がどうするか、それから、国民生活局が他省庁にどういうふうな調整をしていくかということがきちんと動いていけば、多分こういう意見は出てこなかったらと思うんです。やはり一番強いのは、別の常設機関を設けて勧告権を置くというよりも、内閣というものの指示、総理大臣の指示というのが一番強いはずなので、それをきちんと国民生活局が保守していれば、消費者行政は非常にうまくいくんだというふうに私は思っておるわけで、パブリック・コメントで聞くことの意味でということなら、これでやってみてもいいかと思いますが、その辺はやはり国民生活局もきちんと反省していただかなければいかんということをお願いしたいと思います。

落合部会長 わかりました。なかなか厳しい御意見が出ておりますけれども、そういう

ことで、この高委員の修正案でパブリックに問うにはこういう形で問うてみるということ。何か新しく付け加えることがございますか。なければ、これでこの議論は打ち切りたいと思っていますので、この件について更に新しい修正とかそういうことであれば。

浅岡委員 要は、先ほどの敗訴者負担の問題も含めて、これはパブリック・コメントに出す中間報告案であるということで、私も考えを今まとめることに協力しようと思っています。そういう意味で、福川委員の言われたことに対して、もし、おっしゃる趣旨であれば、本当に内閣総理大臣がしっかり指示をするような体制で消費者保護行政が行われるのであれば、組織体制などきつともっと全然違うものになるであろうと思います。御意見を一貫されれば全然違う提案、もっと強力な提案が出るのではないかと思いつつ、とりあえずこれを中間報告として出すということについて了解しているという意味で、少し趣旨は違うのですけれども、今のことは理解いたしますということです。

落合部会長 いずれにいたしましても、中間報告としてはこの修正案のとおり修正するというにしたいと思います。

ほかに、「消費者政策の実効性確保」という部分につきまして、御意見はございますか。

加藤委員 19 ページの下の「行政処分」のところ。行政処分を課すことが必要だというのはおっしゃるとおりだと思いますが、ここに制裁金だけではなく、悪い事業者の資産の凍結命令といったことも考えていくべきではないかと思うんです。やはり悪い事業者は、計画的に取るものを消費者の懐から取ってしまった後は会社をつぶしてしまうと、ほとんど財産がなくなっている。だから、結局倒産してお金を持ち逃げするような状況の中では、消費者は救われないわけです。ですから、アメリカではそういう制度があるというふうに聞いております。資産凍結命令というのを制裁金の後ろに入れていただくわけにはまいりませんか。

落合部会長 ここは割と幅広い形で問題を問うているわけですね。厳正な行政処分、では、行政処分は具体的にどういう内容なのかについては言っていないわけなので、だから、加藤委員が言われているようなこともあるいは十分入ってくるということでありましょうし、それから、制裁金制度も後に「等」というのがついていますよね。ですから、非常にブレークダウンして、例えば、この部会で非常に具体的なところまで議論が煮詰まっています、それを問うというのであればかなり具体化した形で問うことは可能ですけれども、今、加藤委員が言われたようなところは部会としてまだ議論しておりませんし、そういう制度が本当にいいのかどうか、あるいはフィージビリティはどうだとか議論していないと

いうことは、そこまで具体化した形で問うのは難しいので、しかし、御趣旨は制裁金制度等とかそういう聞き方全体の中であるいは加藤委員のような御意見がこれを見て出てくる可能性はあるでしょうけれども。

加藤委員 6文字入れるだけなんですよね。

落合部会長 ほかの委員からも是非それを入れてもらいたいというコンセンサスができれば、入れることはやぶさかではないですが、いかがでしょうか。今、加藤委員が言われた提案を支持されるという方はおられますか。

高委員 私は問題ないと思います。パブリック・コメントを求めるという意味で、こういった考え方もあるというのを出して問うてみるというのは、1つの方法ではないでしょうか。

落合部会長 これを具体的に書けば、問うこともある程度議論して、そういう具体的な制度としてこの部会が考えている、そういうものとして問うという印象として受け止められますよね。だけれども、そういう性質のものではないと思いますので。ほかの委員も、特に積極的に支持される方はほかにはおられないようなので、原案でということにしたいと思います。

加藤委員 では、「等」の中にそれもということを先生が御説明のときに。

落合部会長 それは、ここで議論してそういうものもみんなに聞いてみましょと、これが考えるべき制度としてということであればそうですけれども、今の各委員の意見を聞くと、これは結局いろいろな意見がまだ集約できないということですよ。

加藤委員 今になってみれば、あれもこれも必要だとふだん思っていたことが、時間不足でこれまでの議論の中に出てきていなかったということがあって大変残念です。

落合部会長 それでは、ほかに。

宮部委員 3のところ「自主行動基準の策定・運用」のくだりでは、企業内におけるヘルプラインの整備・充実が大きなウエートを占めているのですが、報告書案の3の中にはこれに関する文言がなくて、4でいきなり「公益通報者保護制度」が出てくるわけです。企業内部のヘルプラインの設置のところを自主行動基準検討委員会では相当議論したし、日本経団連としても不祥事防止への取り組みの中で会員企業の皆さんに企業内のヘルプラインの設置をお願いしています。この公益通報者保護制度というのは、こうした企業の自主的な取り組みを超えた話になるわけですから、後ろに公益通報者保護制度について書くのであればその前にまず企業の自主的なヘルプラインの整備・充実の話を3のどこかに入れていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

落合部会長 御趣旨はわかりましたけれども、どういう形で入れるかという具体案をもしお示しできれば、ここで議論できると思います。

宮部委員 ですから、この自主行動基準の(1)から(4)までございますが、その中で、これは(2)の「事業者の自主行動基準策定・運用」のところになると思うんですけども、この辺に各社におけるヘルプラインを設けることでコンプライアンスというか、企業の姿勢を高めてほしいというような文章が入って、その上で、こちらの「4．公益通報者保護制度」のところにも、企業は自主的に努力するけれども、なおかつ、それでも公益通報が企業内で受け入れられなかった場合には、外部に通報しても保護されるというような文章になったらどうかなと思います。前にも申し上げたんですが、量刑ガイドラインの考え方の導入と公益通報者保護制度とはウエートとしてはほぼ同じなのですね。なぜなら、この部会でも確かにこれらの制度について1度は議論しましたけれども、こういう制度が各国にありますよという程度の話なわけです。ですから、自主行動基準の指針については、既に報告書を出させていただいておりますし、「3．自主行動基準の策定・運用」で我々が事業者にお願いしているのも、事業者の内部通報窓口を通じた取り組みであるので、そのことを「4．公益通報者保護制度」を採り上げる前に報告書で言及していただきたいということでございます。

落合部会長 今の宮部委員の御提案につきまして、ほかの委員の方の御意見はいかがですか。そのような修正を加えてよろしいという趣旨と理解してよろしいですか。反対という意見がないのであれば、宮部委員の言われたような趣旨でこの部分を修正するというようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、宮部委員が言われたことに基づいて、適宜修正を加えるようにしたいと思います。

ほかの点で。

高委員 23 ページの一番下の行ですけれども、本当に細かなことなんですが、「制度について検討を進めることが適当と考えられる」という書き方をしておりますけれども、もうちょっとストレートに「検討を進めることとする」というふうには書けないものなのではないでしょうか。

落合部会長 では、これも「検討を進めることとする」という修正をしたいという御趣旨ですね。

高委員 どういった配慮でここは長々と書かれたのかと疑問を持たれる方も出てくる可能性があるからです。

落合部会長 今、高委員の修正案が出ましたけれども、この点につきましてほかの委員の方々の御意見はございますか。23 ページの下の方で「検討を進めることが適当と考えられる」というのを「検討を進めることとする」というふうに修正したいという提案ですが、いかがでしょう。特に強い反対がないのであれば、そのような形にこの部分も修正するというにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、そのように修正するというにいたします。

ほかの点で。

有馬委員 確認でございますが、高委員のお出しになったペーパーの2番目のところに「国民生活センターの役割」というのがございまして、これはどのような。

落合部会長 これは別途の部分になるわけですね。

高委員 そうですね。(3)のところですよ。19 ページの(3)の第2パラグラフ「今後」というところから始まる3行ですが、その「今後」の後にこのアンダーラインを引いた文章を入れていただけないものかなと考えています。ちょっと読みますと「消費者政策を強力かつ効果的に推進していくために、消費者苦情等に関する情報の収集・分析を通じて国・地方の消費者政策を支えるとともに」という文章を入れていただけないかということでございます。

落合部会長 その理由は。

高委員 やはり、消費者行政全体を一貫性を持つような形で進めていただかなければならないと考えまして、この文章を入れたわけでございます。ただ、上の文章の(1)の先ほど提案した内容が通るのであるならば、その趣旨も入りますから、事務局の方で非常に手間が掛かるということであるなら、あえてこの2行は入れなくても構いません。

落合部会長 そうすると、高委員、いかがなされますか。前半の修正が通ったので。

高委員 入れていただけるのならお願いします。

落合部会長 これを入れてもらいたいということですね。では、ただいまの高委員の御提案はいかがでしょうか。

加藤委員 入れることは賛成なんですけど、私はその中に思いがあるわけです。例えば、今日、岩田委員が御欠席ですけど、彼女は失望していると思います。今日はどうしても出られなかったので残念なんですけど、というのは、その前から私も申し上げていますが、消費者問題のトラブルというのは国民生活センターでは十分頑張っていて、自治体から上げるものを上げて把握していらっしゃるんですけど、各産業助成官庁の中に例えば交通機関ですと国土交通省、それから、取引関係ですと公正取引委員会もそうですが経済産業省、

それから、今はやりのITですと総務省の中にもそれぞれ消費者行政があって、そこにも消費者苦情の数字も眠っているわけでございまして、これらをやはり総合的に収集して、消費者政策としての審議をするのが国民生活審議会ではないか。そこで、岩田委員は今日御欠席だけれども、その辺りの内閣府が統括していない部分の消費者政策の一覧を出してほしいということでしたけれども、時間切れになってしまったわけです。ここで私は高委員がおっしゃっている「国民生活センターの役割」の2行目「国・地方の消費者政策を支える」といったこの場合の「国」というのは内閣府の統括だけではなくて、各産業助成官庁すべての消費者政策も含めた大きな仕事をきちんと、重荷かもしれないけれども、統括的に国民生活センターに期待するというのが消費者としての希望でございますので、その思いを含めた上で皆さんの御賛成がいただけると、大変私としては結構なことだと思います。

浅岡委員 追加ですが、この消費者苦情に関するというのは、そういう意味で、国民生活センターあるいは都道府県の消費生活センターに収集される情報に限らないという趣旨で理解をするということと、それから、先ほどの議論で苦情処理委員会の話がありましたが、それを加えてみてはいかがかと思います。例えば「情報の収集・分析、苦情処理委員会の活用等を通じて支えるとともに」というふうに、少し規範化機能を加えていただければと思います。

落合部会長 高委員、今の浅岡委員の御意見はいかがですか。

高委員 もう一度お願いできますか。「分析」の後は。

浅岡委員 「分析、苦情処理委員会の活用等を通じて」。ほかにもあるでしょうか。

高委員 賛成でございます。

落合部会長 では、それを含めた形で、ほかの委員の意見をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、その部分につきましては、そういう修正を加えるということにしたいと思います。

ほかに、この関係部分におきまして、何か御意見がございますか。

浅岡委員 今は何ページまでですか。

落合部会長 ですから、24ページまでということになります。

浅岡委員 23ページからの「公益通報者保護制度」について、前回の議論を踏まえていただいて、今後更に充実して検討しようというふうになったことはよかったと思います。その関係で私が大変驚いたのが、今日メモにも書きましたが、この不正競争防止との関係

で、不正競争防止小委員会の報告によれば、不正な競争行為を目的とするような情報の漏れを阻止したいということが念頭にあるのだと思うのですが、その意見書の 20 ページには「これにより内部告発等が排除されることが明確になるとともに」という一文があるんです。内部告発とか公益通報という言葉は一体何を指しているのか、それぞれ使い方がいろいろだという面も 1 つあるのだと思いますが、不正競争目的の取得をすることで、「内部告発等が排除されることが明確になる」、これは罰則規定付の制度についてなんです。情報を漏らした人に対して、かなり重い刑罰を創設すべきだという意見の中に出ていることなんです。この辺りは、それぞれのところでそれぞれ議論をしているということの 1 つの表れかもしれませんが、前回のどこに通報すべきかということも含めて、だれのために何のためにこういう制度をつくるのかをよほどよく考えて制度設計をし、関係省庁との調整等を早くやらないといけないのではないかと思います。不正競争防止法の改正等は、次の通常国会でもやろうということを出ている案ではないかと思います。

ここでは、技術に関する特許等あるいはノウハウ等にかかわるような、専門的な知財としての情報を保護するというのではなくて、かなり広範に営業秘密というような範囲でカバーができるようにしていて、不正な競争行為、目的ととらえて、そして、親告罪にしていますから、内部的に事業者と通報者との間で告発抑制的な働きにも使えるかもしれない、そんな懸念を持たせるようなものになっています。公益通報制度を前向きに評価されるものにすべく制度設計に当たっていただきたいと思うんですけども、こういう辺りが先に進んでいってしまったら、大変制約になってくるのではないかと懸念をしているところでございます。

落合部会長 今のは御懸念の表明であって、特に修正を付け加えるということではないですね。

浅岡委員 今回は、これはこれでパブコメをして意見を求めて、1月から公益通報の検討会を設けられるということですので、しかるべき人を選んでやっていただきたいと思います。

鍋嶋委員 この公益通報ですけれども、前々から議論になっているところは、公的のところはどうなんだという話と、いわゆる消費者関係だけでいいのかという話ですが、23 ページの下から 6 行目「しかし、当部会では消費者政策の在り方に関する」云々でこの制度を取り上げていると。「この制度をできるだけ早急に具体化することが必要」ということで、これは一応「消費者利益の擁護のための」ということだけに限るのかなというのはわかるんですが、次の 24 ページの 2 行目に「従業者は事業者の」と書いてありますが、この「事

業者」というのは私的な企業だけを称しているのか、公的な企業は入っているのか、入っていないのか、その辺のところは何やらはっきりしていない。なぜはっきりしていないのかもわかりませんが、そこがわからない。もっと言うと、公的な企業には消費者に関する問題がないのか、消費者絡みの問題がないのかということは、私はないことはないと思っていますので、その辺の、例えば 24 ページの「事業者」と称するものはどこまで考えていらっしゃるのかという質問です。

落合部会長 これは当然のことながら、消費者契約法の議論でもやりましたけれども、事業者というのは広く含まれるのは当然であると。公的なものも何もかも含まれて事業者と。普通、事業者という呼ぶ場合は、消費者契約法のまさに事業者というのは、そういう広い国・地方公共団体、公益団体全部含めて一定の事業として行っているものは事業者であるという理解ですから、そこは別に特定の民間事業者というものに限定する趣旨ではないというふうに理解されますけれども。

ほかに、もしこの辺疑問であるという点がございましたら。

宮部委員 23 ページの最後の 3 行で、「まず、消費者利益の擁護のために」云々と今、鍋嶋さんがおっしゃったようなことが書いてあるんですが、これをやるのだったら「公益通報者保護制度」というタイトルが本当にこれでいいのかどうかという問題が出てくるのではないかと思います。「公益」という大ぶろしきを広げておいてどうしてあれこれ入らないのかなと国民をがっかりさせる格好になりますので、本気でおやりになるのだったらタイトルを「消費者利益の擁護」という範囲に合わせたものにして、そこだけはしっかりやり、「ほかの分野も、これに見習ってください」ということでもいいのかなという気がいたします。

落合部会長 御趣旨はわかったんですけども、では、具体的にはどういう修正提案になるのでしょうか。表現はというふうに改めたらよろしいですか。

宮部委員 「消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度」。

落合部会長 そういうふうに限定して出すべきであると。そうしますと、前回の議論にまた戻ってしまうんですけども、問題の把握として、言わば民間企業のみならず公的な機関も含めて、問題の所在としてはトータルな問題であるというふうにこの部会は受け止めると。受け止めるということがタイトル上、もし、4 が限定した形になりますと、その受け止めている部分がやや薄くなるということの問題が逆に出ないかなということで、ですから、そういう意味ではもうちょっと下の方のレベル。

宮部委員 下を「まず、消費者利益の擁護のための」云々と書いて、本件はもっといろ

いる拡充して広げていくことが必要であるというようなことをもう少し付け加えるかどうかですね。

落合部会長 恐らくこの起案者の気持ちとしては、「制度の目的」の第1段落でニュアンスを出して、しかし、限定してやるというのが第2段落という構成になっている。したがって、もし宮部委員のお気持ちを具体的に表すと、この第1段落をどう変えるかという話になると思います。何か具体案があれば、ここで議論できると思いますが、この程度でもどうかなという感じもありますけれども、いかがでしょうか。

山本委員 私も個人的な意見はいろいろありますが、今までの流れを踏まえて、本日文章の取りまとめという観点から申し述べますと、今、宮部委員のおっしゃったことは、23ページの「制度の目的」の前段部分で「望ましい」という形で出ていると。そして、まず着手するのは、公益通報者保護制度一般ではなく、消費者利益の擁護のためのというのが後段で記述されております。したがって、恐らくそれを踏まえて24ページ以下の具体的な検討項目が示されていると。

確かに消費者利益の擁護のためというふうに限定しますと、公益通報者保護制度というふうに一般的に言うのは看板に偽りありということになりますが、ネーミングは今御提案があればよろしいんですが、やや長いですが、ちゃんと消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度とありますので、先ほどの委員会でいいネーミングを考えていただいて、また、委員もそれぞれアイデアが生まれましたら、その委員会に届け出るという形で考えていくということはどうかなと思います。ですから、私としてはこれでよろしいかと。今までの議論をまとめるという意味では、まとまっているのではないかというふうに思いました。

福川委員 宮部委員のおっしゃっていることもよくわかりますので、前段のところで「行われることが望ましい」と書いてあるわけですが、もし、ここが本来そういうことであるなら「行われるべきものである」というふうに、ちょっとここを強く書いて、「しかし」と書いて、その後に「まず、消費者」ということですから、そうすると宮部さんのおっしゃった趣旨が生きるのではないかと。「望ましい」というところをちょっと強くされたいかがかと思います。

落合部会長 ただいま福川委員の方から御提案がありました「ことが望ましい」の部分を「べきである」という形に修正することはよろしゅうございますか。

それでは、そのように修正させていただきます。

加藤委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、私は前回までのこの委員会の

趨勢というのは、かなり包括的な、民も官も対象にした公益通報者保護制度の御要望が多かったように思うんです。それから、また、全国消費者団体なども要望書が出ておりまして、官民ともに必要な制度で労働問題、環境問題、脱税、談合など不祥事を非常に広くとらえて、社会公益のために通報する者を保護する制度にしてほしいという要望が来ているわけですが、突然、今日は非常に範囲の狭い中で、まずはやれるところからやっていこうという意欲にここが収斂されたように私としては拝察するわけですが、それでよろしいのですか。

落合部会長 今回の加藤委員のお話だと、23ページの「しかし」以下を削除しろという提案ということですね。だから、また全体広範的な議論をやるべきだと。

加藤委員 24日以後、私のところにいろいろな消費者団体の方が御意見をくださっているわけですが、これまで縦割り行政の弊害を言ってきたのに、ここでまた公益通報者制度に対しても縦割りの弊害を生むようなことのないようにできれば、できればというより、是非、包括的な法として幅広く手当されるべきだという要望が消費者団体の中からは出ています。そして、まだ具体的に収斂された要望書はここに来ていないようだけれども、主婦連、日本消費者協会、消費者連盟、そのほか全国消費者団体連絡会あるいは個人の方でも、この公益通報者保護制度の在り方について関心を持っている市民ネットワークというものも形成されております。そこが希望している枠組みの中のここはごく一部だけをすくって、できるだけ早くやれることはやってお手本を示そうということであるならば、それなりの説得性のある書きぶりがもうちょっと何とかならないものかなというのが私の考えで、そこがどのくらいの時間の差があるのか予測不可能でございますけれども、多くの市民が願っている官民とも、そして、包括的という方向が目指せないものだろうか、そんなことを、くどいようでございますが思っております。

落合部会長 それは御意見として承っておきます。特段の具体的な修正ということではなくて。

ほかにこの点につきまして、御意見はございますでしょうか。

それでは、よろしければ、次の「消費者保護基本法の見直し」と「今後の検討課題」というところにつきまして、御意見をいただきたいと思えます。

加藤委員 先ほど早目に申し上げましたけれども、25ページの「行政、事業者、消費者の責務・役割」を一くくりしておりますが、現在ある保護基本法でもこのところは別立てになっているので、「行政、事業者の責務、消費者の役割の明確化」というふうに2つに分けていただけたらと思えます。

落合部会長 ただいまの 25 ページの の表題を、加藤委員が言われたような形で整理するというのはよろしゅうございますか。

では、この部分は加藤委員の提案に従って修正をするということにいたします。

ほかに、 、 につままして御意見ございますでしょうか。

それでは、中間報告の具体的な修正も含めて御議論いただいたということですので、本日の議論を踏まえてどのように修正するかという案を、ここでの議論の結論に基づいた修正の仕方についてお諮りするということにいたしたいと思いますが、これより修文の時間が必要であるということもありますので、ここで 15 分ほど休憩にさせていただいて、休憩後に今日の議論に基づいた修正案をお示しして、また更に御議論いただくということにしたいと思います。

では、15 分間休憩にしたいと思います。

(休 憩)

落合部会長 それでは再開をさせていただきます。

本日いただきました御意見に基づいて、中間報告としては以下のようなものにしたいということですが、修正を加えました部分につままして、1 つずつお諮りをして了承をいただくという手順で進めたいと思います。

お手元に修正部分は行っておりますでしょうか。まず、事務局の方から、どういうふう
に修正したかという部分について説明してください。

中村消費者企画課長 それでは、まず、お配りしたものの一番上の 12 ページというページでございますけれども、ここは「指定商品・指定役務制の在り方」のところですが、上から 2 行目「その在り方について早急に検討すべきである」ということで「早急に」という言葉を挿入いたしております。

落合部会長 全部やってください。

中村消費者企画課長 では、取り急ぎ箇所を御説明いたします。

1 枚おめくりいただきまして、18 ページでございます。まず、上の方(1)「国の推進体制」というところでございますけれども、2 つ目のパラグラフ「21 世紀に」で始まるところですが、その 2 行目「推進するためには」の以下ですけれども、「勸告権を有する常設機関の設置を含めて検討するなど、消費者行政をできる限り一元化するとともに、総合的に施策の企画・立案、推進・調整等を行うことのできる機能を強化する必要がある」という

部分を挿入いたしております。

それから、次の19ページでございます。「国民生活センターの役割」というところですが、2つ目のパラ「今後、消費者政策を強力かつ効果的に推進していくために、消費者苦情等に関する情報の収集・分析、苦情処理専門委員会の活用等を通じて、国、地方の消費者政策を支えるとともに、消費者団体」云々につながるということで、今申し上げましたところの挿入でございます。

次の紙、22ページでございますが、「自主行動基準の策定・運用」の(1)「コンプライアンス経営の必要性」というところですが、上から2行目の終わりからです。「経営トップ自ら率先垂範し」の後ですが「社内におけるヘルプラインの設置、社内教育の充実等コンプライアンス経営に積極的に取り組むことが不可欠となっている」という部分を挿入いたしております。

もう1枚おめくりいただきまして23ページでございますが、1つは、公益通報の(2)「制度の基本的方向」の「制度の目的」の第1パラの終わりの方ですが、**「幅広い公益通報を対象として検討が行われるべきである」というふう**にいたしております。

それから、次の「しかし」以下のパラですが、一番最後の行です。「消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度について検討を進めることとする」というふうにいたしております。

最後、25ページでございますが、2「見直しの方向性」の のタイトルですが「行政、事業者の責務と消費者の役割の明確化」というふうに変えてございます。

以上でございます。

落合部会長 休憩前の御議論に基づいた修正は、以上のとおりだと認識しておりますけれども、何か修正の仕方について、ここはおかしいとかあるいは御質問等がございますでしょうか。

浅岡委員 この点については、皆様の議論を確認したことなので異論ないのですが、誠に恐縮ですが1点だけ追加していいでしょうか。今ごろ言うてはいけなんでしょうか。

落合部会長 その内容によります。まず言っていただいて。

浅岡委員 趣旨をよく勘案すれば、この場ではいいではないのということもあるかなと思ったりしながら黙っていたのですが、やはり誤解する人がいるかもしれないということがありましたので。3ページから4ページにかけてなのですが、消費者政策の基本的考え方という非常に大きなベースで話をされています。3ページの の上から4行目「各

地の消費生活センター等における苦情相談の処理が大きな役割を果たしてきた」とあって過去形になっていまして、その後、事後チェックにシフトを移しているとなっています。では、今後この人たちはなくてもいいのかとの疑問が生まれます。後ろを読めばそうはならないんだけど、自治体内部がひょっとして誤解をすといけないということもありまして、ここは「果たしてきている」ぐらいにさせていただいて、そして、3ページの下から2行目「こうした中で」とありまして「被害救済機能を強化するとともに」とす。後ろの文章にも出てきますから、そういう救済機能を強化するということが市場ルールにも反映するわけなので、「ともに市場ルールの整備に重点が置かれるようになり」で、まだ司法、セーフティネット機能も含めて、消費者センターにそうした機能は引き続きあるんですよというニュアンスがやはり残ってほしいということなんですね。それを踏まえて、この基本的考え方を大きく構造変えしていただいたときに、基本的考え方として(1)のと、これまで既にこういうことで動いていますということです。それから、結論として「以上から、21世紀にふさわしい消費者政策は」となっていて、この3つだけをとらえているんですよ。これがいいことだという評価を、ある意味で前向きに評価をしているからこういうとらえ方なんでしょうけれども、21世紀の消費者政策というのはこの3つを基本とすべきであるとすると、これだけですと、逆に誤解をされるかもしれないというか、この3つがだんだん重くなってくるのしょうけれども、更に言うまでもない機能もそれなりにあることを言わなければ、誤解する人がいるのではないかと心配される向きがあるようですので、直し方として、「以上から、21世紀にふさわしい消費者政策には、この、これは皆様こういうふうにしましょうと言われたので、それはそれで今回はいいと思いますけれども、これこれなどを積極的に取り入れていくべきである」というような形にでもして、これが全部でありますというふうに誤解をしないようにしていただくことはできないでしょうか。

落合部会長 ほかの委員の意見もお伺いいたしますけれども、私の受けた印象では、やや議論しないといけない問題もないこともないような気もいたします。そうだとすると、この段階で更にまた議論をオープンするということになりますと、ちょっとスケジュール的に難しいという点と、それから、何よりも重要なのは、早くパブリック・コメントに掛けるということとの関連で、これはあくまでも最終報告ではなくて、今までの我々が議論してきたことで、こういう形で図ろうというコンセンサスとして形成された部分を国民から意見を募ろうということですから、浅岡委員が心配されているようなことで意見が出てくれば、それは私は非常に結構なことであろうと思いますし、そういう意味では意見を図

るものなので、その趣旨についていろいろな解釈というものはあるいはあり得る。ほかの部分についても、同じように誤解というようなことがおよそ排除できているかということ、そうでもない部分もあるかもしれませんので、この段階では意見を募る対象としては、こういう形でまとめさせていただければ非常にありがたいと。時間もだんだん迫っておりますし、既に1回、2回という議論の機会もあったわけですので。

浅岡委員 それは、こちらもあれなので、落合先生がせっかくスムーズに時間内に進められているところを巻き戻すというのではないのですが、また、そういうことも含めてパブコメでということ。

落合部会長 ありがとうございます。

加藤委員 私は、先ほど発言したときに、ここの部分で21世紀の経済社会にふさわしい消費者政策の第1は、まずは、消費者自身を市場のプレーヤーとして動くようにということを進捗するというのも勿論大事ですが、その前に、やはり消費者から見て公正で透明な市場を国の政策として公正取引委員会の仕事もそうですし、ほかの事業者の官庁についてもそういう仕事をしていくということ、そこがまず一番で、次が消費者を。だから、はになるので、に21世紀の経済社会にふさわしい消費者政策とは「消費者から見た公正で透明な市場を確立すること」と、ここを入れていただきたかったんですが、言ったつもりだったんですけども弱かったんでしょうか。

落合部会長 それは、そういうことだと思いますね。具体的な修正案という形で諮る機会がなかったということだと思います。これは、あくまでも中間のパブリック・コメントの段階ですから、今後の議論の際にそれを提起されて、各委員の賛同を得れば、最終報告ではそのような形になるということ、これ以降いろいろな意見が出てくるとしますので、それらを踏まえて御議論をいただく際に是非、加藤委員の方からその点も含めて御発言をお願いしたいというふうに思います。

そうしますと、修正部分につきましては、この形で部会としての了承をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合部会長 それでは、そのようなことで了承いただきましたので、これを我々の中間報告としてパブリック・コメントに発表することにしたいと思います。そうしますと、この中間報告につきましては、当部会終了後に私の方から公表するということにいたします。

それから、もう一点御議論いただく点がありまして、冒頭説明のありました公益通報者保護制度検討委員会の設置という点、資料2の関係であります。消費者保護という点から、

早く公益通報者保護制度の具体的な像を検討して出していくという目的のために、公益通報者保護制度検討委員会というものをこの部会の下に設置すると。そして、ここにありま
すように委員は 15 名程度で、開催スケジュールとしては 5 回で、非常にインテンシブな
形で検討していただいて、そこで取り上げるべき論点の方向というものをこの委員会で検
討して、その結果について、また、この部会にお諮りして御議論いただくということのた
めに、この委員会を設置すると。この委員会の設置につきましては、よろしゅうございま
すか。

(「異議なし」と声あり)

落合部会長 それでは、これを設置して、至急この委員会の検討に入っていただくとい
うことにしたいと思います。

浅岡委員 一言よろしいでしょうか。この委員の点なんですが、ここに「など」があり
ますので、この「など」の中に、やはりこの問題はマスコミ関係者とよく議論した方がい
いと思いますので、加えていただいたらいかがかと。また、それから、こういう公益通報
者を支援する活動を始めているかわりの人たちもいますので、そういう実績等も踏まえ
て反映してはいかがかと思うので、委員の選任に御考慮いただきたいと思います。

落合部会長 今、浅岡委員からそういう御希望が出されたという点は、この委員会とし
てテークノートしておくことにいたします。

そうしますと、特に委員長につきましては、自主行動基準の検討委員会の委員長も努め
られた松本委員にお願いしようというふうに思っております。この点もよろしゅうござい
ますか。

(「異議なし」と声あり)

落合部会長 では、そのようにさせていただきます。

この資料 2 にありますようなことで、早急にこれを立ち上げて、この部会にできるだけ
早い段階で出せるよう、委員会での検討をお願いするということにしたいと思います。

それでは、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは、連絡事項を 2 点申し上げます。

1 点目は、この中間報告についての意見のパブリック・コメントの件でございますけれ
ども、本日その素材が取りまとまりましたので、準備をいたしまして明日 27 日から 1 か
月ということで来年 1 月 27 日までの間、ホームページを通じまして広く意見を求めると
いうことにしたいと思っております。頂戴いたしました御意見につきましては、取りまと
めまして次回の消費者部会で紹介をさせていただきたいと思っております。

2点目でございますが、年明けのことでございますが、次回の第15回の消費者政策部会の日程でございますけれども、来年2月3日の月曜日、午後2時からの開催を今予定しております。場所等詳細につきましては、また決まり次第事務局の方から連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

落合部会長 それでは、本日はこれで閉会させていただきたいと思います。半年間、中間報告に至るまで御熱心な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、終わりにいたします。